

座談会

# 座談会「任期付審査官」

出席者

相澤 聡	響国際特許事務所		
今村 剛	青和特許法律事務所		
工藤 嘉晃	中村合同特許法律事務所		
久米 輝代	山王内外特許事務所		
田中 伸次	河野特許事務所		
福岡 裕貴	響国際特許事務所		
山田 拓	TMI 総合法律事務所		
広報センター会誌編集部	(司会) 副部長	臼井 尚	
		野崎 俊剛	
		水原 正弘	

目次

1. 自己紹介 (1)前職 (2)入庁時期 (3)退職時期 (4)現職
2. キャリアについて (1)任期付審査官を選ばれた理由 (2)弁理士を選ばれた理由
3. 特許庁について (1)特許庁や審査官の業務の印象 (2)前職と似ていたこと, 異なること (3)審査で最も重要だと思ったこと
4. 弁理士について (1)審査官時代に弁理士について感じたこと (2)弁理士の業務の印象 (3)審査官の経験が役立つと感じること
5. 今後の抱負
6. 今後任期付審査官を経て弁理士をになられる方々へ

【臼井】 本日は、任期付審査官を経て、弁理士になられた方、弁理士になられる方、7名の方に集まっていたいております。既に特許庁を退職されているお立場でいらっしゃる皆様に、特許庁時代を振り返っていただいたり、もしくは、現在、今後において弁理士として活躍される立場でのご意見を伺ったりしようと思ひます。

それでは、簡単に自己紹介をお願いいたします。では、福岡さんから順番にお願いします。

【福岡】 響国際特許事務所の福岡です。まず、前職からですが、もともと総合電機メーカーの子会社に入っていて、そこで13年ほど勤めていました。そこでは、通信装置のソフトウェア開発を行っていました。その後、特許事務所に転職しまして、そ

こで3年ほど補助者として明細書の作成を行っていました。

その後、任期付審査官として採用されまして、平成18年4月に入庁。5年間の任期を満了しまして、平成23年3月に退職しました。その間に弁理士試験に合格しまして、弁理士資格を取得して、今年の4月から響国際特許事務所に弁理士として勤めています。ここは前にいた事務所で、結局、前にいた事務所に戻って勤めているというところなんです。

【臼井】 ありがとうございます。では、田中さん、お願いします。

【田中】 河野特許事務所の田中と申します。私は今年、ちょうど社会人21年生でありまして、今まで20年何をしてきたかといいますと、大手警備会社のグループ会社に合計で15年おりました。その内訳は、9年が研究所におりまして、研究所にいたときには、ロボットの研究開発をしていました。それは障害者向けのロボットで、卓上にのせる、アームしかないロボットでして、自分で食事を口まで運べない四肢障害者のために食事を運ぶものでした。

その後、2000年1月にグループ会社に移籍しました。そこは航空写真測量といたしまして、セスナ機にカメラを積んで上空から写真を撮って、その写真をもとに地図をつくるという会社でして、そこに5年ほどおりました。その後、また別のグループ会社に移籍しました。コンピューターシステムの開発をする会社で、所属した部署は、主にグループ会社向けのシステムの開発・運用を行うところで、そこに1年ほどおりました。



た。

これらのグループ会社で15年ほど勤めまして、平成18年4月に任期付審査官として特許庁に入庁しまして、平成23年3月に退職し、23年4月から河野特許事務所にて働いております。福岡さんと同じく、特許庁で審査官となっている間に弁理士試験に合格をしたので、本年4月から弁理士として働いているというところです。

**【臼井】** ありがとうございます。では、相澤さん、お願いします。

**【相澤】** 相澤と申します。いわゆるシステムエンジニアとして最初に4年ほど働きました。それはシステムを設計したり、開発したり、運用したりという仕事でした。2004年5月に特許庁に入りました。



それから2010年12月まで7年弱、審査の仕事をしておりました。現在は、響国際特許事務所で弁理士として働いています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、久米さん、お願いします。

**【久米】** 山王内外特許事務所の久米と申します。特許庁の前は、制御機器メーカーで海外の石油化学プラント向けの制御システムの計装エンジニアと呼ばれる仕事を約9年やった後、自ら希望して知的財産部に異動して3年半、知財部員として働きました。



その後、特許庁に入ったんですけれども、第1期の任期付職員の採用のときに応募しまして、平成16年7月から特許庁で、特許審査第四部インターフェイスという部屋で審査をしていました。そして、5年間の任期満了に伴って、平成21年6月末で特許庁を退職しました。その後、別の特許事務所では働いていたんですが、そこをやめて、昨年の弁理士試験に合格し、昨年の10月から現在の山王内外特許事務所では働いています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、今村さん、お願いします。

**【今村】** 今村剛と申します。私は特許庁に入庁する以前は、コンピューターメーカーの研究所に所属していました。研究所では、いわゆる情報通信技術と呼ばれる分野で、その中でも特にインターネット関連の技術の研究開発とか、あるいはその世界では標準化が結構重要でして、標準化団体でいろいろあれこれ仕様をつくったりとか、そういったことに長く携わってきました。



特許庁に入庁したのが平成17年5月でして、私は任期付審査官2期目に当たります。入庁のときに特許審査第四部電子商取引というところに配属されまして、その後約6年弱の間そちらで審査に携わり、今年平成23年3月に特許庁を退職しました。

現在は、青和特許法律事務所で、資格はまだ持っておりませんので、補助者として仕事をしているところです。よろしくをお願いします。

**【臼井】** ありがとうございます。では、工藤さん、お願いします。

**【工藤】** 工藤嘉晃と申します。特許庁に勤める前の経歴ですけれども、まず私は最初に、総合電機メーカーの研究所で研究者として、主に、データマイニング、機械学習、人工知能の基礎技術につ



いて研究していました。その後、外資系のコンピュータ関連会社に転職し、技術者としてサーバーの検診等を行っていました。その後、ある学会誌に掲載されていた特許庁の任期付審査官の募集を見つけまして、これはと思い応募して、平成18年4月に入庁しました。

配属先は、隣の今村さんと同様に、特許庁の特許審査第四部電子商取引というところに配属されまして、そこではファイルシステム、データベース管理システム、データマイニングなどの審査を行っていました。福岡さんや田中さんと同様に、私も特許庁在職中に普通に弁理士試験を受け続けて、なんとか任期満了前までに合格を果せましたので、ちょうど任期満了で退職しました。

現在は、中村合同特許法律事務所で弁理士として仕

事をしています。よろしくお願ひします。

**【白井】** ありがとうございます。では、山田さん、お願ひします。

**【山田】** 前職として、兼業医薬品メーカーの研究者として4年間従事しまして、その後、特許庁に入庁いたしました。入庁時期は2004年5月で、3年間在籍の後、2007年4月に退職しております。特許庁退職後は、今も勤務しております法律事務所に在籍し現在4年半が経過したところになります。本日集まった中では私だけ、特許審査第三部に配属されていまして、医療という審査室において、主に、医薬品に係る出願の審査を行っていました。



**【白井】** ありがとうございます。

では、自己紹介をいただいたところで、従来では、特許庁で審査官として十分にキャリアを熟成された後に弁理士に転身されるという方がほとんどだと思ひますが、それに対して皆様は、今、まさにキャリアを

積み上げられているその時期に、審査官から弁理士に転身されています。皆さんはどうしてそのようなキャリアを選ばれたのかというのが、我々弁理士会に属する者からすると非常に興味があるところです。

そこで、次に、キャリアの中で任期付審査官を選ばれたその理由と、その後には弁理士を選ばれた理由、この2つを皆様にお聞かせいただきたいと思ひます。では、今村さんからお願いします。

**【今村】** お答えになるかどうかわかりませんが、大学院を卒業したのが今から十数年前ですけれども、そのときから知財にはすごく興味がありました。さて、就職しましょうかといったときに、知財に興味があったものですから、電機メーカーの知財部も受けまして、そちらからも一応内定はいただいていたんですけれども、いきなり技術を捨てて知財分野に入るよりは、大学院ではある程度技術は学んできましたが、しばらくはそれにプラスアルファでもう少し技術をしっかり学びたいということもありましたので、そのとき別に内定をいただいていた会社に就職しました。

そちらにはかれこれ7年ぐらい在籍していたんです



けれども、その間に、さて、次のキャリアはどうしましょうかと考え始めたときに、そういえば知財だ！、と思い出しました。ただ、残念なことに、この会社には社内で知財部に移るというキャリアパスがなかったことと、研究所の居心地がよかったこともありまして、どうしようかなと躊躇していたところも多少ありました。しかし、そんなこんなで悶々としていたところに、パッと特許庁の求人が目にとまったというのが最初のきっかけです。

もともと業務として特許を出願するということは発明者としてかかわっていましたが、特許庁で実際にどういうことが行われているのかということはいくわかっていませんでした。そのようなことを実際にやらせてもらえるのであれば、それはそれでおもしろいと思いますし、そのようなチャンスは、普通に国家公務員試験を受験して合格して、狭き門を通り抜けた人だけにしか与えられないものだと思うので、それはそれでおもしろいかなと思いました。

また、特許庁というところは、知財制度の総本山といえますか、何でもかんでもほとんど決めているところですので、知財の世界がどういうふうに変わっていくのかということを見近で見られるということも、魅力的だと思いました。採用試験を受験したところ合格したものですから、特許庁に転職することにしました。

弁理士を選んだのは、大学院に在籍していたときに、現在弁護士として仕事をしている友人がいて、その友人に、理系出身なら弁理士という仕事があるよと言われました。そのときは、「はて、弁理士？」と思ったんです。しかし、いろいろ調べてみますと、今まで学んできたことも技術も活かそうですし、おそらく弁理士という名前といえますか、その言葉の響きが、弁護士とかなり混同していたところもあると思うんですけれども、何となく格好いいなと思いました(笑)。そういうわりと不純な動機も絡みつつ、弁理士という仕事もなかなかおもしろそうだなということで、これが目指すきっかけとなりました。

**【白井】** ありがとうございます。では、田中さん、いかがですか。

**【田中】** 私が任期付審査官を選んだ理由というのは前職と非常に関係がありまして、9年ほど研究職に就いていたんですが、これも先が見えないところがあり

ました。そうしたところ2000年にグループ会社から社内公募がかけられて、そこに手を挙げて、航空写真測量の会社に移り、そこではGIS関係のSEの仕事を5年ほどやっていました。

その会社だけではなく、測量業界全般そうだったと思うのですが、それまで、知財にあまり力を注いでいない業界だったのですが、親会社の指導のもと、その会社に知財の専任の部署をつくって知財に力を入れることになりました。私は親会社からその会社へ出向しているということで、その部署への配属が打診されました。4年ほどSEをやっていて社内事情に詳しいことも背景にあったようです。そのとき、たまたま自分のキャリア、将来にちょっと不安を感じていたこともありまして、渡りに船ということで、その会社で知財の仕事をしていただくことになりました。

その部署では、出願、中間対応など、短い間でいろいろ垣間見させてもらったのですが、知財という仕事は非常に楽しいし、やりがいのある仕事だなと感じ、知財の仕事が続けていきたいと思っていました。しかし、社内事情で最後の1年は、またSEの仕事に戻りました。SEの仕事をしていても、私自身としては、知財の仕事を再びやりたいなと思っていました。

知財の仕事をしていたときに、上司がある日、特許庁のページを見ていて、任期付審査官の募集を見つけて、次のような話をしていました。うちの業界はどうもいろいろ紛争とかが起こっているが、それは大手が特許出願をしてこなかったこともあるが、そもそも中小や個人の人が出願した、特許すべきでない発明が特許にされているのが問題である。大手から見れば、それらの特許の中には進歩性に疑義があるものもあるし、クレームが不明確で権利範囲がはっきりしないものもある。

それでも特許されてしまうのは、審査官が引用文献を見つけれないからだろうけども、業界のことを良く知っている人ならば、どうにか引用文献を見つけ出して、拒絶したのではないか。うちの業界から誰かが任期付審査官になったら、その人の経験や知識が特許審査で活用され、業界についての特許性の判断がより的確に、実態により即した審査がされるのじゃないかな、どうかね、と私の先輩とか同僚に言っていたわけです。

最後の会社にいたときにそれを思い出しまして、た

たまたま募集がかかっている時期でしたので、応募することにしました。現状から抜け出して知財に戻るためには、弁理士試験を受けて合格する道もあったのですが、弁理士試験に合格するというのも難しいだろうなと考えていましたので、きっかけになればという思いでした。そして、任期付審査官を務めている間に弁理士の資格を取って次のステップにつなげよう、そういう目的で任期付審査官になりました。

任期付審査官任官中は、なるべく時間をつくって試験勉強をして、弁理士の資格を取ったら、それを引っ提げて次に行こうかなと考えておりました。弁理士として何かやりたいというよりも、知財の仕事をするためには弁理士の資格が必要だなという意識で、任期付審査官から試験を受けて、弁理士になったという経緯です。

**【臼井】** ありがとうございます。では、福岡さん。

**【福岡】** 任期付審査官を選んだ理由は、私は特許事務所からの転職組で、特許事務所です3年ほどずっと毎日明細書を書いていると、ちょっと外で働きたいなという気持ちがありました。また、その前はずっと設計職だったので、知財経験が全くなくて明細書を書いていたので、何かどこかもうちょっと違う知財の経験をしたいなというのが漠然とありました。

特にそのころ、私の事務所はまだできたでなかったので、中間処理はほとんどなかったもので、たまに中間処理を見かけたときには、戸惑うこともありました。これは全く想像もつかないな、どうしたらいいのかもよくわからないしと。知財経験が一番違うのは、中間処理の感覚かなとそのとき思っていたんですね。出願はどんどんこなしていけばそのうちにできるけれども、中間処理の感覚は、そこはちょっと違う経験がないと難しいのかなと思っていました。そのときにちょうどたまたま、多分ホームページだと思うんですけども、任期付審査官の募集を見て、これがいいかなと思って応募しました。

次に、弁理士を選んだ理由ですけれども、弁理士は、事務所で勤める前の会社時代から目指していました。会社勤めを続ける一方で転職はしたいなとは思っていたんですけども、いざ何にしようかなと思っていたところで、ある程度技術はやった感触があったので、せっかくなので、それを生かした仕事ができないかなと。

そうしたところ、たまたま弁理士という資格を見つけました。多分、今だったら、そんな難しい資格に挑戦することはないと思うんですけども、まだちょっと若かったので、果敢に目指しました（笑）。

**【臼井】** ありがとうございます。

では、工藤さん、お願いします。

**【工藤】** 私が任期付審査官を選んだ理由ですけれども、企業の研究所で研究をしているときに、世の中で使える技術や価値のある技術というのは何だろうと考えているうちに、特許というものが、ちょうど、使える技術や価値のある技術を判断する基準の1つになっているのではないかと感じていました。それで、そのころから漠然と特許権を含む知的財産権というものに興味を持ち始めまして、いずれは知的財産権に係る仕事をしてみたいと考えていました。

また、知財に興味を持ち始めていたころに、旧ソ連の特許審査官のアルトシューラーさんが考案した、TRIZと呼ばれる、アイデアの発想を支援するための発想支援手法なるものを知りました。特許庁に勤務して様々な発明に携わることで、よい発明をするための法則みたいなものを身につけることができるのかもしれないという素人的な発想で、特許庁の審査官にも興味はありました。ただ、年齢的に、特許庁の審査官に応募することは厳しい状況でした。

そうこうしているうちに年月が過ぎまして、たまたまある学会誌を見ていたときに、特許庁の任期付審査官の募集の記事を見つけまして、幸いなことに年齢制限はなく、募集条件にも、私の経歴が合致していましたので、私の経験も活かして知財のことを学べる良い機会だと思い、任期付審査官に応募し、なんとか採用試験に合格することができました。

弁理士を選んだ理由というのは、自分の発明であろうとも、他の人の発明であろうとも、世の中で使える技術や価値のある技術をつくりたいという想いがあるからです。企業の研究所において、発明をしたときに、企業の知財部所属の弁理士の方々といろいろやりとりをする機会があり、弁理士という職業に興味がありました。基本的には、私は、自分一人で明細書等を書いていました。その後、書き上げた明細書等を、弁理士を含む知財部の方々がチェックし、主に、特許請求の範囲の記載について、様々なアドバイスをして頂きました。このような経験を通して、いずれ、知財の

業界で仕事をするなら弁理士の資格をとりたいと思うようになりました。

任期付審査官の応募の際には、審査官になるのと弁理士を目指すので迷ったんですけども、法律知識も何もないところから、いきなり弁理士試験を受けて、受かる気がしませんでした。そこで、任期付審査官として特許庁でみっちり実務経験と、特許の相場観みたいなものをつかんだ上で、任期满了までに何とか弁理士資格を取得できないかということ、当時考えていました。

入庁後は、ここにいらっしゃる福岡さんとか田中さんと一緒に弁理士試験勉強しまして、お二人の方が先に合格されたんですけど（笑）、私も次の年に合格でき、任期满了で揃って同じ時期に特許庁を退職しました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、相澤さん、お願いします。

**【相澤】** はい。SE時代に特許出願をする機会があったんですけども、そのときに初めて知財というのを意識しました。何冊か知財の本を読んだところ、特許の機能というのに大変興味をおぼえました。技術の導入から、囲い込み、他者の排除まで多彩な機能があるということで、これはちょっとおもしろそうな世界だぞと意識したのが初めてでしたね。

そんなときに、特許庁のサイトで任期付審査官募集という告知を見て、これだと即決しました。本当かどうか分かりませんが、あとで聞いたところによれば、応募第1号のメールだったらしいんです。何でそんなに早く決められたかということ、やっぱり今までと違う業界に行くのであれば、その業界の中で一番情報が集まる場所がいいだろうと、そんなふうに使っていたんですね。その業界全体がどんなふうにして回っているのかとか、課題は何なのかってそういうのを考えるのには、やっぱり見通しのいいところに立つのが一番じゃないかと。個人的にはハブアンドスポーク理論と言っているんですけども、そういう理由でした（笑）。

弁理士を選んだ理由は、審査ももちろん楽しいんですけども、ある程度やっていると、やっぱり発明の現場に触れなくなってくる。発明者はどういう経緯で発明に至ったのかとか、それをどう使うつもりとか、結局、発明者は特許を取ってハッピーになれたの

かとか、そういったことが非常に気になってきて。それを知るのって結構やりがいだと思うんですね。ですので、もし審査官をやめたら、より発明者に近いところの弁理士をやろうと決めておりました。

**【臼井】** ありがとうございます。皆様のキャリアを伺ったところ、共通されているのは、民間企業を経験されて、その民間企業に勤められているときに任期付審査官を目指されて、特許庁に入られるということでした。

では、次に、特許庁について、特許庁という組織、または審査官としての業務の印象、あるいは、前職の民間企業で勤められていたときと、その後特許庁に入られて仕事をされたときに、似ているな、これは違ったなと思われたことなどを伺おうと思います。まず、田中さんからお願いします。

**【田中】** はい。特許庁に入って公務員になったわけなんですけれども、前職、企業と似ているなと思ったことはあまりありませんでした。実は入庁して初めて入庁式に出たときに、誓約書みたいなものを書かされてから入庁式がありました。その後、辞令をもらって、あいさつ回りをし、たしか、昼は室長と主任と一緒に食事をして、午後から研修というような流れだったんです。

私が前職で務めた企業は警備会社でしたので、身なり、格好に厳しいのは当然として、自分の持っている鍵の管理ももちろんですし、会社の建物の入退室管理も厳しかったです。また、出退勤時刻のタイムカード等の打刻もすごく厳しい会社だったんですね。

ところが、特許庁へ初日に行ったら、いつまでもその話が出てこなくて、これ、どうなっているの？ と。身分証明書ももらったけど、入退出の仕方とかあんまり教えてくれないし、いつ出勤したか出退勤の記録についての説明とかそういうのもなくて。その後、出勤簿という1年分のカレンダーに毎日印鑑を押していけばいいことを知り、非常に衝撃を受けました。印鑑を押せば良くて、出退勤時刻は記録しないというのは、もちろんそれだけ公務員は意識を高く働かなきゃいけないという意味だとは思いますが、非常に衝撃を受けたのを覚えています。

それ以外には、もともと私がいた企業というのはベンチャーから始まった企業で、体育会系でした。活発な人が多いし、声の大きな人が本当に役員になるとい

うような会社でした。そのせいか、私も普段の話し声が非常に大きかったのです。特許の審査って基本的にひとりでするものですから、審査室というのは基本的に静かなのです。私がしゃべっているだけで、周りのみなさんは、どこでだれが声を出しているのかと、パーテーションから顔を上げて確認するぐらい、非常に静かな中でひとり騒いでいたというような状況でした。おそらく、最初は皆さんに非常にご迷惑をかけたのではないかなと感じています。

あと、仕事としての違いを大きく感じたのは、SEという仕事はひとりでやるのが少ない仕事で、上司、仲間、外注業者、お客さんなどいろんな人と相談しなきゃいけないし、会議とか電話とかの頻度が高い仕事なので、1日の時間で席に座っている時間はそんなにありません。一方で、審査官というのはひとりで仕事ができるので、非常に動かない。ずっと席に座っています。

入庁した最初は審査官補ということで、OJTという形で指導審査官という先輩の審査官から指導を受けます。指導審査官は隣にいるので、席を立たずに、くるっとイスを回して話しかければすぐ話ができるという状態でした。ですので、ほぼ1日中ずっとというぐらい座っている時間が長いので、それにまず慣れるのが大変でした。

ひとりで一日中黙々と仕事するのに慣れてくると、逆に今度は自分ひとりで仕事ができるということは、自分で時間をほぼ完璧にコントロールできるということなので、休みの計画も非常に立てやすいのです。その日その日の仕事で、ある程度業務量のめどが立ってしまえば、定時に帰れます。自分ひとりでやる仕事の分、自分の裁量範囲が広いということが非常にいいなと感じていました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、福岡さん、お願いします。

**【福岡】** 私も一人一人黙々とパソコンの前で1日中バーッと仕事をするという印象がちょっとありました。その点は事務所も似ているのかなという感じがあります。それで、どんどん視力も落ちたかなと（笑）。審査官の場合は高精彩のサーチのディスプレイがあるんですけども、それを1日中眺めていると、どんどん視力が落ちていくんです（笑）。

あと、似ていることとしては、全体的には、設計開

発する会社も、出願する事務所も、それを審査する特許庁も、結局は何かしら新しい技術に触れるという点では大体似ているのかなと思います。その仕事をするときには、新しい技術が何かなと調べたり、そういう点では似ているのかなという印象はあります。

ただ、一番違うのは、やっぱり一件一件の仕事に接する、関連する期間というか、スパンというか。会社だと、1件の仕事って多分、何年とか何月だと思っんですけれども、それが事務所に行くと、1件の期間というのは多分何日か、さらに特許庁に行くと、数時間か、多分早く終わるのはあつという間に終わるのもあって、そういう感じで大分違うかなと。仕事をしている感じではそういう雰囲気がありますね。だからといって、一件一件の重みが違うかというわけではないんです。

実際、特許庁の審査というのは、1件の関わりは少ないんですけども、実は権利を付与するかしないかという超強力な仕事をしていて、関わるのは少ないけれども、強力な、権利を与える、与えないって判断するというのが、ちょっとすごいというか、やっぱり一番難しいところなのかなという印象を感じました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、今村さん、お願いします。

**【今村】** 特許庁や審査官の業務の印象ですけれども、入庁前後で私の中ですごく印象が違っんです。入庁する前は、いわゆるお役所なのかなという感じがしていました。お役所というあまりいいイメージを持っていない方も結構いるのかなという感じもするんですけども、私の中にもそれはありました。淡々と仕事をこなして、定時になれば、さあ、帰ろうかという感じで仕事をしているのかなと勝手に想像していたんです。

というのも、先ほども自分で何件か出願したことがあったという話をさせていただきましたけれども、その出願が待てど暮らせど全く審査されない。これはどうということなんだろうと思っていました。当時在籍していた会社は知財にかなり力を入れていて、出願したときとか、あるいは出願が登録されたときに報奨金が出るようになっていまして、聞いた話では、一般の電機メーカーよりもかなり多くの額をいただけるということでした。ですので、早く審査されて、早く登録されてくれないと、こちらとしても任期付審査官に転職

する予定もありましたので、そういう事情もあり、そのように思っていたわけなんです。

結局、私が入庁して二、三年たったぐらいからようやく審査に着手されてきた感じでした。それはもともと審査請求という制度があることを知らなかったものですから、最低3年はかかるよねというところはあるんですけど(笑)。それプラス、やはり我々が採用された理由であるところの、庁内の滞貨がたまっていたという事情もあったのだと思います。

だから、入庁してからの印象としては、職員の方、審査官の方というのは、かなり一生懸命仕事をしているというのが私の中の印象です。客観的な指標、内部的な指標として、例えばこれはいついつまでに処理しましょうとか、ひと月にこれくらい処理しましょうという目標を立てさせられます。あるいは審査の促進という目的でサーチを外注しているんですけども、例えば今年度は何件くらい外注しましょうとか、そういう客観的な数字を立てつつ、それを頑張っただけで内部ではやっているものですから、そういうところを見ると、かなり頑張っているなという感じはしています。

加えて、二、三年ぐらい前からですけども、ほかの省庁に先駆けて人事評価制度を取り入れています。そういう意味で、お役所の中ではかなり先頭のほうを走っている、だんだん民間に近づいてきているという感じは私の中ではしています。ただ一方で、先ほどの田中さんのお話のような、昔ながらのアナログ的なところも残っていて、まだ過渡期にあるのかなという感じもしています。

似ているところと異なるところなんですけれども、審査官は、最初にサーチをします。もともと私が研究所にいたときにも、例えば自分がやろうとしている研究のサーベイをしようと思ったときに、最初に自分がおもしろそうだなと思った論文を見つけて読んだら、その参考文献を探しにいったら、参考文献を読んだら、またその参考文献を探しにいったらという感じで、芋づる式に論文を探しにいくということによくやっています。審査官のサーチの仕方もそれに近いところがあるんですね。

最初に目ぼしいキーワードを入れて、ある程度技術が似ていそうな特許文献を見つけると、次にその引用文献や被引用文献を探していました。そういうところ

で、文献の探し方という意味で、前職とすごく似ているなということを感じていました。

その一方で、研究者や技術者の方は、論文はよく探すと思いますが、特許文献を探すということはそんなにないのではと思っています。私自身も出願するときに、出願を担当している方から、こんな技術があったよと特許文献を渡されたことは何度かありましたけれども、出願するに当たって、自分から特許文献を探しにいくということはほとんどやったことはありませんでした。

片や、特許庁では、やはりメインに探すのは特許文献で、論文はそれにプラスアルファで探す程度です。いつからか、探している対象がそれぞれ違うなというところがすごく気になっていました。

特許制度って技術が累積的に進歩していくのを促進させるところに趣旨があると思うんですけども、研究者や開発者の方って、特許文献を見ないことが多いということがよくよくわかってきて、それで果たしてそういう特許制度の趣旨が本当に実現されているのかなと、密かに心配しているところです。

ただ最近では、論文を投稿する、あるいは学会発表する前に特許出願して、お互い同期が取れてきているところもあると思いますので、そんなに心配することもないのかなとも感じています。

**【臼井】** ありがとうございます。今伺っただけでも、特許庁とその業務についてさまざまな印象を持たれていることがよくわかりました。では、審査官としての業務の中心である審査について伺います。通常の弁理士であれば絶対にやったことのない、けれども、一番知りたい業務が審査という業務だと思います。そこで、審査をされて最も重要だと思われたことを伺います。では、田中さんからお願いします。

**【田中】** 審査で最も重要だと思っていたのは、相場観という言葉があると思うんですけども、やっぱり発明を見たときに、特許出願に書かれている請求の範囲の発明が本当に特許すべきかすべきでないかというところを、他社動向を考慮して判断するという点が非常に大事だなと感じていました。

当然、29条2項には当業者というのが出てくるわけですが、当業者から見て、進歩しているかどうかという話ですので、進歩性の趣旨というのが多分相場観というところででき上がっていくところだと思います。

それをつくるために、サーチをして多くの文献を読んで、本願出願時の技術水準を的確に把握するというところがまず第1点。審査官の心証というのはそこで特許すべきか拒絶すべきかを決めると思うのですけれども、まずその判断をするというところが一番大事だと思いました。

その次には、その判断に従って論理構成をします。特許する場合、あまり証拠は必要ないし、論理構成も審査官としては楽なわけですが、しかし、拒絶すべきと考えた場合には、それをどういうふうに拒絶するかというところの論理を構成する必要があります。相場観がつかめていれば、サーチをする前に、どういう引用文献でこれは進歩性なしという拒絶理由が通知できそうだなというところは大体わかるわけなのですが、それがちゃんと審査基準でいう論理づけに従って、その文献とその文献が合わさって本当に本願になるかというところがきっちり論理立てて示すことが、第2に重要な点です。

最後には、サーチをしてその証拠を出して、拒絶理由通知を通知するわけですが、そのときの証拠の選び方が第3点ですね。自分が立てた論理に従った内容が本当に引用文献にそう書いてあるのか。審査官は拒絶をしようと思えば、拒絶寄り、つまり自分が有利なほうに読んでしまいがちなのですが、自分が拒絶理由通知に記載しようとしている引用文献の認定内容が本当にその通り書かれているのか、しっかりした証拠なのかというところを良く確認してから、拒絶理由通知を起案すること、その3つのことが非常に大事だと思っていて、その3つのところにいつも気をかけて、何か不安になると必ず同僚とか上司に相談をしに行くようにしていました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、福岡さん、お願いします。

**【福岡】** 審査業務で実は一番時間がかかっているのはサーチなんですよ。多分、事務所とかほかの人はそんな想像はあんまりないかもしれないのですが、ほとんどの時間サーチをしまして、実はそこがとても重要だなと思っています。

あとは、やっぱり公平性かなど。行政官としての公平性が結構難しいところで、審査官も人間なので、いろいろなことを感じたり、思ったりするところがあって、例えば出願人とか、例えば代理人とかが少

しは気になるところがありました。特に任期付審査官の場合は、前にいろいろな会社にいたりするので、何かしら関わったところがある、関連する分野を審査することが多いのです。そういうときにどうやって判断するかは結構難しいところで、そこで公平性が重要だと感じました。

そして、結局は、客観的に淡々と判断するのが結論のかなと思っていました。強い権利を与えるか、与えないかなので、公平に判断しなきゃいけないというところが重要だと思っていました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、今村さん、お願いします。

**【今村】** 私がついていた指導官がよく言っていたのは、迅速的確、という四字熟語でした(笑)。これは文字どおりなのですが、私の中では、おそらく、量と質のバランスをとりなさいということなんだと解釈していました。

量としては、例えば1日どれぐらいやりましょうという目安がありますので、それに従ってやっていたのですが、ある程度そうやって量をこなしている中で、じゃあ、どうやって質を担保していくのかなというのは、審査の中では結構難しいところだと思っていました。

結局、例えば田中さんがおっしゃられたように、相場観というものが効いてきます。ある案件があったときに、どこまでサーチ範囲を広げればいいのかといったところはいつも頭を悩ませていたところですが、おそらくは審査官を何年かやっているとだんだん相場観というものが形成されて、うまく解消できているのかなという感じはしていました。それに加えて、例えば自分よりも知識や経験が豊富な審査官に担当してもらうとか、そういうこともやりながら、質を担保できているのかなと感じていました。

その一方で、審査官として質を担保できているということ、客観的に評価できるのかという疑問がわいてきます。結局、独りよがりなんじゃないのかと言われるかねないんです。

例えば、特許査定率というのは、全庁的には大体半分、50%ぐらいだと思いますけれども、それと比べて自身の特許査定率が高いのか低いのかとか、そういうところで多少は客観的に評価できたりするかもしれませんが。

あるいは、自分の案件で拒絶査定したものが審判に上がって、審判で即ひっくり返されて特許になった場合にはフィードバックがあります。私は経験がないからわかりませんが、無効審判で無効になったときも、もしかしたらそういうフィードバックがあるのかもしれないし、そういうもので、自分の審査の質を見直す機会もあるにはあるんですが、何となく審査官目線で、自己満足的なところがあるのかなという感じがどうしてもしてしまいます。

審査の内容がいいか悪いかというのは、出願人がその内容を見て、これは拒絶査定はしょうがないとか、これは特許査定は当然でしょうという具合に、結局、ユーザーが満足するかどうか、納得するかどうかというところが一番重要なんじゃないかなと思っています。幸い、任期付審査官の制度やいろいろな制度のおかげで、だんだん滞貨のほうも減ってきていますので、これを期に特許庁も量と質のバランスから一歩押し進めて、よりユーザー側を向いた審査をしていってもらえるといいなと今のところ感じています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、久米さん、お願いします。

**【久米】** やはり常に冷静に公平性を保ちながら審査をするということがとても重要だと感じています。

審査をしていると、ついつい拒絶にするといいですか、拒絶理由を通知することが仕事みたいな感じになりがちですけれども、そうではなくて、本来、特許になるべき、特許にすべき技術、発明に対して、瑕疵のない形で権利を与えるという、やはりそれが本当の基本の仕事なんだと思うんですね。それによって日本経済が発展していくという、そこに結びつけなきゃいけないわけで、そのために相場観も必要だったり、的確なサーチや経験も必要なんじゃないかなと思います。

また、本来特許になるべきものが、たまたまちよっと書き方がまずいだけで拒絶になって、そのまま拒絶査定というのは、出願人にとってだけではなく、やはり日本としてももったいないというのがありますので、そういうことが起こらないように、出願人や代理人としっかりと意思疎通を図ることを心がけることも大事だなと感じました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、相澤さん、いかがですか。

**【相澤】** 私は、法律による行政を意識することだと

思っていました。大きな言葉なんですけれども、それはどういうことかという、つまり、何かあったら必ず法とか審査基準に立ち返って、極力裁量を排するということです。

新人のときに、指導官と一度議論になったことがありました。指導官というのは、新人を指導するベテランの審査官の方なんですけれども、そのときの案件は、情報処理の結果をファックスで出力するというものでした。引例は、メールで出力する、その他の構成はほとんど一緒でした。自分はこの引例1本で拒絶理由が書けると思ったんです。というのは、SEの感覚とすると、その違いというのは運用の違いじゃないか、大した違いじゃない。こんなところに一々引例を当てたら切りがないし、そんなことをしているから、滞貨がたまるんじゃないかと、そういうふうに考えていました（笑）。

でも、やっぱりそこは指導官は頑として譲らなくて、構成の違いがはっきりしている以上は、周知例でもいいから文献を当てるべきだと、そういうふうに言われたんですね。確かに法と基準が文献を求めている以上は、審査官が個人的に必要なと思って出すべきなんです。出なければ、特許査定しなければいけないんですね。たとえ、自分がいくら発明に至るのが容易だと思っても、証拠がなかったら、それを特許するという、そういう割り切りが自分にとっては重要なことでした。

あとは、法の目的というか、もっと大きなことを言えば、国益を考えることですね。さもないと、どんな出願が来ても、高度な拒絶理由を編み出してつぶしていくということ自体が目的になりかねない。審査官の仕事はそういうことじゃなくて、ふさわしい発明は特許にして、産業の発展に貢献すること、これを常に忘れないようにしていました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、工藤さん、いかがですか。

**【工藤】** この質問、一番最後はきついですね（笑）。ほとんど皆さんがおっしゃられたことなんですけれども、審査で迷ったら審査基準を参照するように指導されていきましたので、審査基準はよく参照しました。

他には、拒絶理由を起案する際に、些細なことでも引用文献等の証拠を提示することがやはり大切なこと思っていました。

技術常識で文献を提示する場合に、文献を提示しないこともありました。その場合でも拒絶理由を通知してみても、相手が意見書において何を主張してくるかを確かめていました。意見書において、その技術の当業者の方々の反論の内容を見て、その技術における技術常識を見きわめながら、最終的な結論を出していました。なので、私は意見書における主張についても重要だと感じています。

また、審査を担当する技術分野の技術常識を身につけるために、国内学会などを聴講して情報収集することも重要だと思いました。特許出願において発明者として、よく名を連ねている方々が、学会などで、発表者として研究や技術の内容を発表していたりするので、学会などを聴講することで、その方々の技術や研究内容についてどう考えているのかがよく分かりました。それによって、審査基準や技術文献などにあらわれにくいノウハウや知識を得て、審査の際の判断材料にしていました。

**【臼井】** ありがとうございます。我々弁理士が仕事をする上で、審査官の方の考えや認定が具体的に書かれたものとして受け取るのは拒絶理由通知しかありません。我々からすると、審査官からは、拒絶をするという通知を受けることはあっても、特許をされるときに具体的なコメントなり考えを受けることはないんですね。しかし、実際こうやって話を伺いますと、我々が拒絶理由通知を受ける裏で、公平の観点とかで非常に悩まれた上で出されているというのは非常にひしひしと伝わってきて、参考になりました。ありがとうございます。

それでは次に、審査官を経られた後、今は弁理士になられ、もしくはほどなく弁理士になれるわけですが、審査官時代にやりとりをする相手だった弁理士について、当時感じられたこととか、あと、実際に弁理士として業務をされてみた印象、もしくは、弁理士の業務をされている中で、審査官の経験が役立つなど感じるような場面がありましたら、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。では、福岡さん、お願いします。

**【福岡】** まず審査官時代に弁理士について感じたことですか。先ほどおっしゃっていたように、弁理士と審査官の間では拒絶理由通知とか意見書のやりとりが基本ということもあって、事務所側からすると紙しか

見えないというのと同じで、審査官側も、基本的に願書、明細書とか意見書、補正書しか見えないんです。そこに代理人と書いてあると、審査官側も、そう書いてあるんだから、代理人が100%責任を持っていると思っている人が結構いらっしゃるのではと感じます。

事務所側だとどうしても、何となく出願人との力の関係からすると、どちらかという、出願人の力が強いパターンの方が多いいかなと私は思っています。そういう観点では、審査官から見た目とは、ちょっとずれているんですね。

ただ、代理人と書いてある以上は100%責任を負ってやってほしいということが、おそらく特許庁側の見方かなと、5年間思っていました。その点が、逆に弁理士になると重要で、ちゃんと責任を持ってやらなきゃいけないんだなということを感じています。

あと、例えば、弁理士側からすると、この拒絶理由通知はちょっと意味がよくわからないなということも多いと思うんですけども、逆に、それに対して出される意見書、補正書についても、審査官側では、これは何だろう、この意見書よくわからないなと、お互いさまなところがあると感じていましたね。

弁理士業務の印象としては、やっぱり大きく違うのは、弁理士業務は出願人に対するサービス業という点です。審査官も行政サービスではあるんですけども、基準があくまでも自分というか、審査官が基準なので、それで全部決めていいんです。しかし、代理人になると、お客様基準で全部やらなきゃいけないかなというところが大きく違うなと感じます。

また、分野の幅が代理人の場合は広いので、そこをやるのが結構大変だと思います。審査官だと分類担当が決まっていますので、自分の分類だけ大体やればいいというところがあります。しかし、弁理士は、担当する分野の幅が広いので、その点が結構大変かなという印象があります。

審査官の経験が役立つと感じることとしては、これは出願明細書を作成する段階では、形式的な36条、37条はある程度は判断できる。完璧かどうかはわかりませんが、ある程度の審査官目線でできるのかなというところ。ただ、新規性、進歩性は、自分の分野であればある程度詳しくはできると思うんですけども、ちょっと分野が違くと何とも言えないところはあると思います。

一番役立つと思うのは、やっぱり中間処理で拒絶理由通知の中身とか、それに対してどうしたらいいかが、大体よくわかるようになってきているところです。結局、拒絶理由通知を読んで、引例を読んで、差を見つけて、組み合わせるという作業は、審査官時代とほとんど同じ作業になるので、そこら辺の作業はやりやすいかなと感じます。

あと、拒絶理由通知に知っている審査官の名前があると、書いた人を非常に具体的にイメージしながら対応できる場所です（笑）。

**【臼井】** では次に、今村さん、お願いします。

**【今村】** 審査官時代、私が弁理士の方について感じたことは、先ほど福岡さんは書面しか見ないことが多いというお話をされていたんですけども、私の経験では、電話をもらったり、あるいは面接をしたり、という機会がわりとありまして、何人か印象に残っている方がいらっしゃるという感じです。

弁理士の方によって、拒絶理由通知なり拒絶査定に対するリアクションはさまざまです。拒絶理由通知なり拒絶査定が行くと、必ず電話をかけてこられる先生もいらっしゃるって、ある意味すごく存在感がありました。電話をかけてくるとわかっているものですから、こちら、通知を出した後、電話が鳴るたびに、電話のほうを見て番号を確認してしまうという癖がついてしまいました（笑）。

ただ、そういう方というのはごく一握りでして、やはり多くの方は、ほとんど表に出てこない形で、意見書なり補正書なりを上げてくるだけということが多いです。時には、こちらがわからないことをあちらにもわかってもらえず、お互いわからないことのやりとりという感じになってしまって、議論がかみ合わずに平行線をたどると、審査官としては最終的に拒絶査定をせざるを得ないことになります。それは私個人としてはすごくもったいないなという感じがしていました。

それは私の拒絶理由通知の書き方が悪いというのも、理由としてはあるかもしれませんが、お互いパスボールを重ねて拒絶査定で終わってしまうというのはすごくもったいない感じがしていました。

そのようなとき、こちらから電話をすることもごく稀にはあるのですが、簡単な内容でいいので、代理人の方からも電話をするようにしたほうがいいと思います。逆に、そうやって電話をしても、先ほどの公平性

という意味ではちょっと外れてしまうかもしれませんが、何となく人情といいますか、そういうところもあって、むげに断られることもないと思います。

そういうコミュニケーションはうまく使ったほうがいいと思います。審査官も人間です。間違いももちろんありますが、それを意見書の中で、これは全く違うと突っぱねるのではなくて、お互い探りつつ、うまく妥協点を見出していくような形でやっていったほうが、多少時間はかかってしまうかもしれませんが、全体としてはうまくおさまるのかなという感じはしています。

審査官の経験が役に立つ点は、拒絶理由通知なり拒絶査定を見て、これはどれくらいの的を射ているのか、どう対応すればいいのかといったことがわかるということが、もちろんあります。

それとはまた別に、代理人というのは、審査官と出願人のはざまに立って、その間をうまく橋渡しできる人が仕事ができるのかなと思っていますが、私はもともと企業にいましたので、発明者としての経験はありますし、審査官として反対側に立つこともできましたので、お互いの考えていることといいますか、気持ちができるということ、その間をうまく橋渡しできるセンスを多少なりとも身につけられたんじゃないかなということが、もう1つの収穫だと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、田中さん、お願いします。

**【田中】** はい。審査官時代に弁理士について感じていたことというのは、弁理士ってやはりサービス業だから大変だろうなと思っていました。拒絶理由通知を通知して、それに対して意見書、補正書が上がってきたときに、なかなか意思疎通がうまくいかない、弁理士は忙しいので、拒絶理由をちゃんと読んでいないと、感じることもありました。

自分が書いた拒絶理由通知について、こういう反論が来れば特許だとか、こういう反論が来ても拒絶だなどといったときに、どっちに転ぶにしても、自分の書いた拒絶理由通知に対して予想通りの意見書を書くと、「おっ、この弁理士はできるな」みたいな感情を抱くこともありました。

あとは、弁理士の方はやはり扱う業務も技術分野も広くて、時間的にも非常に追われています。審査官の

場合は、拒絶理由通知を通知する期限は厳密にはあまりないですけれども、拒絶理由通知をもらったほうは60日間以内に基本的には応答しなきゃいけないので、その状況で仕事を回しているということで、やはり時間に追われているということが多いと思います。

場合によっては、意見書とか補正書を見て、これは、時間に追われているから、自分の拒絶理由通知を検討できる時間があんまりなかったのかなと想像しつつ、これだと無理だから、拒絶査定にするということがありました。場合によっては、審査官としての裁量の範囲で、たとえば電話をして、これは特許にすべきという心証なので、ここを補正して頂けませんかという形で示唆を行い、弁理士の人たちが忙しくて十分対応して頂けなかった案件でも、特許査定できるようにと働きかけることもありました。

それと、電話とか面接の依頼がたまにあったわけなのですけれども、ごくたまに電話や面接の場で、的外れなおことをおっしゃる弁理士の方もいらっしゃいました。そういうときには、なかなか相手方の意図が汲み取れずに困ってしまうのですが、できるだけ冷静に判断して対応するように努めていました。

今、弁理士になって思うことは、やはり事務所の同僚を見ているも本当に弁理士というのは、時間に追われているということです。それに加えて、審査官と出願人との間という難しい立場に立たされていることです。審査官は、公平な立場で、拒絶すべきか、特許すべきかを判断しようと日々努力するだけで良いのですけれども、出願人側は、いろいろな社内事情によって、絶対これを特許にしたいとか、この範囲だったら特許にしてもらっても意味がないというようなところがあるので、弁理士はそれに沿うようにしなくてはなりません。

審査官が拒絶と判断しているのに、クライアントの都合で、これはどういう形にしても特許してほしいとなった場合には、弁理士はその間に挟まって、どうにかしなきゃいけない。もちろんサービス業なので、クライアントが特許にしたいと言えば、特許の方向に持っていかなきゃいけないです。でも、補正もせずに、審査官の心証を変えることは、とても困難なので、その間で右往左往するのがとても大変なんだろうなというイメージです。私は今のところ出願業務を担当することが多いのですが、これから中間対応をやっ

くときに、その辺が私も大変になっていくのではないかなと思っています。

審査官の経験が弁理士として役立つこととして、もちろん中間対応の話もありますが、明細書を作成するときに役立つこともあります。扱う技術の範囲が広いので、明細書を書いていると、自分がよく知らない技術分野の明細書を書くことは少なくありません。もちろんヒアリングをして、発明者の方からいろいろと教えてもらうわけなのですけれども、それだけじゃなかなか明細書も書けないことがあります。

そんなときは、IPDLで関連分野のサーチをして、ほかの出願人の明細書を読んで、どんな感じかな、あんな感じかなというのを、書き方を含め参考にし、相場観を探っています。そして、自分の案件で、こういうようなクレーム立てをすると良いかなと考える場面に反映しています。サーチする範囲では、この辺は進歩性がなさそうとかいうのもある程度感触がつかめますし、最終的にこの辺までいけば特許になるのかなぐらいの見通しがつけば、その部分をクレームアップできるように、発明の詳細な説明を書いとかなきゃいけないとか、図面を用意しなきゃいけないなどというのは、ある程度予想して書けるのではないかなと思っています。

中間処理に関しては、審査官というのは、拒絶理由を通知するときに、36条と29条1項、2項というのは大体セットで考えるわけですね。この辺りに特許性があるけれども、その部分がちゃんと書けていなければ36条を通知するという形を取るわけです。その辺のことは、拒絶理由を読めば、何となくわかる点がやはり役に立つのかなというところ です。

あとは、自分が審査官をやっていたので、審査官に電話をするとか、面接依頼をするというのは全く抵抗がありません。審査官をやったとき、「審査官殿のおっしゃるとおりなので、そのとおりにいたします」とか、えらく緊張されている弁理士の方からの面接とか電話を経験したのですけれども、自分が審査官をやっていたので、審査官は全然怖くないですし、気軽に電話とかもできるので、その辺の心理的な敷居は低いです。拒絶理由通知を読んだときに、この審査官は多分コンタクトを求めているなというところも感じ取れば、面接なり電話面接を気軽にできるところは、審査官の経験が役に立つのかなと思っています。

【臼井】 ありがとうございます。では、相澤さん、お願いします。

【相澤】 審査をしていますと、いろいろな弁理士さんのお相手をさせていただく機会がありますけれども、中には、審査官のほうが緊張するような弁理士さんもいらっしゃいました。例えば、いつもものすごく手ごわい意見書を書いてくる弁理士さんというのが何名かいらっしゃいます。法や判例に精通していて、反論のロジックも審査基準どおり完璧というのはもちろんなんです、それに加えて技術とか業務の知識が半端じゃない弁理士さん、これが最も手ごわい相手でしたね。

私は金融分野を手がけることが多かったんですけども、小難しい金融商品の中身のロジックははっきり言って完全には理解しきれないこともある。しかし、そうした優れた弁理士さんたちは、そのことについても真っ向から議論されるんです。それで、そういう弁理士さんに当たったときは、こっちも負けまいようにと思って、銀行業界のセミナーに潜り込んだりして、一生懸命勉強しました。そういう方のお相手をしているときは、勢い、いくらか意見書をまじめに読むこともあったかもしれません。そういった、私の中で仮想敵のようになってくださった弁理士さんには、審査官時代にも非常に大きな刺激を受けましたし、これからはひとつの目標となってゆくとおもいます。

今は弁理士の側に立っているわけですが、印象としては、審査官のときと何が違うかという、何といっても、期限があるという点かと思えます。技術や業務の知識をキャッチアップするにしても、限られた時間で、なるべく及第点をとれるように勉強しなきゃいけないというところが、これは審査官よりもシビアな点かなと考えています。

審査官の経験が役立つと感じるのは、やっぱり一番は中間処理です。というのは、今まで自分が書いてきた拒絶理由通知を読むわけですから、審査官の気持ちを手にとるようにわかる。表情も想像できる（笑）。例えばこの審査官が特許にする気があるのか、ないのかという点です。どこを見ればそれが書いてあるのかという説明するのは難しいんですけども、読んでみると何となくわかります。気合いの入り方とか、すきのつくり方とか、これはわなだなどか、案件によってそういうのが何となくわかります（笑）。その点が

強みといえば強みなのかもしれません。

【臼井】 ありがとうございます。では、工藤さん、いかがですか。

【工藤】 弁理士について感じたことは、あまり感情的にならずに、淡々と意見書で反論してくるということです。例えば、10ページぐらいのかなりボリュームが多い拒絶理由通知書を起案することもあったんですけども、それに対して、淡々と、すべてに対して反論してくるような感じで、全然感情的な文章もなく、弁理士の方々は、淡々と業務をこなしていく人たちだなというような印象も受けていました。

私が審査で主に担当していた技術分野は、ファイルシステムのコア技術でしたので、特許請求の範囲に記載された発明に対して、引用文献があるかないかがはっきりする分野でした。なので、拒絶理由通知書の記載内容に関して電話がかかってくることはほとんどありませんでした。また、弁理士の方から面接依頼を受けると、ファイルシステムの技術分野に精通している方が来られます。印象に残っているのは、弁理士の方と発明者の方が一緒に面接に来られた際に、弁理士の方が発明者を制して、自分できちんと技術説明をして、発明者が蛇足になりそうな説明しようとしても、「そこは気にしないでください」と言うような感じできちっとやられていたので、内心「ああ、すごいな」と感心していました。

技術や法律に関する知識だけでなく、相手とのコミュニケーション能力も必要とされているので、弁理士は、大変な職業だという印象を当時受けました。

いま実際に、弁理士として働いていますけれども、私は、主に外国案件を担当させていただいているので、技術に関する知識のほかに語学力も必要だと痛感しております。

また、審査官時代に、審査を担当していた技術分野よりも、弁理士になってから担当している技術分野がかなり広いので、最初、担当する技術分野について勉強し直すことも多々ありました。それでも、技術に対する理解が不足している状態から、十分に理解できる状態までに、すぐに自分の専門知識を増やすことが、非常に重要だと感じています。

審査官の経験が役立つと感じることは、やっぱり審査官に親しみが持てる点です。あまり、審査官に対する精神的な障壁がないことだと思います。他には、拒

絶理由通知書に記載された理由や引用文献を参照して、自分が審査官になったつもりで、自分なりの拒絶理由を頭の中で思い描いて、実際に拒絶理由通知書に記載されている理由で、反論できる箇所などを見極めるのが割りと簡単に行えることです。

**【臼井】** ありがとうございます。では、久米さん、お願いします。

**【久米】** まず、審査官時代に弁理士について感じたことというのは、明細書の書きようというのは、いろんな意味で非常に多様なんだという点です（笑）。

自分が知財部員だったときに立ち返ってみると、来週、新聞発表するんです、とものすごく大慌てで出願していただいたり、図面もろくにお渡しせず明細書をつくっていただいたり、という経験がありました。そのため、審査官時代でも出願人側の事情がある程度分かっていたので、記載が完璧とまでは言えない状態で出願せざるを得ない明細書があることは、実際問題として仕方ないと感じつつ審査をすることもありました。

あとは、外国の基礎出願を日本語に翻訳して出願されたものを審査する中では、深いところまで理解した上で適切な記載にするのは難しいケースもあるんだなと感ずることもありました。

また、面接のときに、審査官側からすると、発明者や出願人は特許法とか法律のことはわからないかもしれないというのもあって、その間に立った代理人である弁理士さんが上手に橋渡しをしてくれるということを期待しているんです。しかし、これも場合によりけりで、審査官と出願人との橋渡しに弁理士さんが手こずる場面に遭遇することもありました（笑）。

実際のところ、そういういろいろな弁理士さんも見てきた中で、代理人としての弁理士の仕事にとって大事なことは、本当に審査官以上に意思疎通を図ることだと思いました。出願人と審査官、特許庁との間に立って、どちらの言い分も理解できる立場にいたので、そういう中で上手に立てるところは立て、納得していただくところは納得していただく、としながらも、ちゃんと権利化したいところは取得して、というふうに持っていけるように、一生懸命意思疎通を図るという、コミュニケーションがとても大事な仕事だなと思いました。

審査官の経験が役立つと感ずることは、まず1つめ

は、拒絶理由通知の意味がわかるというか、行間が読めるというところ。2つめは、36条、37条については、大体この書き方だったら引っかかるなって、すぐに気づくところ。3つめは、審査官はサーチのプロなので、自分の知らない技術分野でも、ちょこちょこサーチしては、こんな感じかと相場観みたいなものを身につけながら馴染んでいけるのですが、弁理士として仕事をする場合にも、大体どの分野でも初めてであってもそんなに抵抗なく入っていけるというところ。あとは、意思疎通を図るという意味で、特許庁に対しての敷居が高いとは感じていないというところが、やはり今まで経験してきた強みかなと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。弁理士の業務を実際にされて、大変だと思われる部分と、それでも審査官を経験されたことがいろいろなところで役立っていると感ずられている部分とが非常によく伝わってまいりました。

このまま弁理士として皆さんが活躍できれば、間違いなく、人生の中のキャリアにおいて、弁理士として過ごされている期間が非常に大きいメインの部分になるんじゃないかと思っています。今後、弁理士として人生を歩まれる上で、それぞれの抱負を伺いたいと思います。では、今村さんからお願いします。

**【今村】** 人生の抱負と言われてしまうと大分大きな話になってしまって（笑）。私はそれほど大きな抱負はまだ語れないところが恐縮です。私が特許庁をやめてからまだ半年ほどしかたっておりませんし、自分の中ではとにかく1日でも早く一人前になる、いずれ資格も取り、一人前の弁理士になるということが率直なところなんです。

そう思うのも、私は、前々職もあり、特許庁での前職もありということで、年齢的にはもう30代後半で、業界に入る年齢としてはそんなに早くないほうだと、むしろ遅いほうだと思っています。30歳前後で事務所に入られて経験を積まれている方に比べると、事務所での経験でははるかに少ないものですから、それをできるだけ早くキャッチアップしたいということがあります。

あとは、事務所に入ってまだ半年ほどですけれども、事務所の抱えている仕事って、結構いろいろなものがありまして、私が経験したものは、全体のうちの

まだ3分の1もないんじゃないかと思っています。事務所、あるいは弁理士の仕事の全体がまだ全然見えていない状態ですので、いろいろなことを経験していくと、そのうち自分の中で視界が開けて、また新しい発見なり、何かがあるんじゃないかなと密かに期待をしているところです。そういうわけで、やはりまずは1日でも早く一人前になるということを抱負としています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、田中さん、お願いします。

**【田中】** 私もまだ弁理士としての経験が浅いので、まずは明細書をちゃんと書ける弁理士になりたいというのが第1目標です。

将来的に私が一番弁理士としてそうありたいと思っていることは、クライアントから信頼を得ることです。特許になるかどうか、あるいは特許出願しようかなという最終段階ではなくて、発明発掘会議とか研究開発会議などの初期の段階や、大きなプロジェクトを始めるときなどに、田中さんに来てもらえればいい発明が発掘できるからということで、「ちょっと意見を聞かせてくれないか。特許出願ができそうなものがあればしていくから」と、呼ばれるほど信頼を得られる弁理士になりたいというのが最終的な目標です。

そのためには、やはり明細書が書けなきゃいけませんので、まずは、今の段階では数をこなして、明細書を取りあえず数多く書いていく。そのうち、中間処理の経験を積ませていただければ、さらにまた明細書のレベルもアップするでしょうし、付記の資格を取って、権利化後についての紛争等、無効審判とか、侵害訴訟とかそういうところも経験してくると、権利化後にもめたときに、実際に明細書のどの部分がどのように問題になってくるかもわかるわけです。そのときにまた明細書をどう書いたかということも学べます。こんなふうに権利化後まで経験をして、明細書の作成能力のスキルを上げていければ、そのうちにクライアントから発明発掘会議などに呼ばれるような弁理士になれるのではないかと考えています。それが今の抱負です。

**【臼井】** ありがとうございます。では、福岡さん、お願いします。

**【福岡】** 抱負といたしますか、任期付審査官を経た弁理士として何を期待されているのかというのは、意識

しています。しかし、中間処理がある程度できたり、出願明細書を書くときに審査をある程度考慮したりということは、経験を積んでいくとほとんどできるとは思いう反面、それを生かして、今後さらにどうなるのかなというのは今の段階でははっきりとはわかっていないんです(笑)。でも、どんどん経験を積んでいくしかないだろうなと漠然と思っています。

また、審査官業務で一番頑張ったのは、やっぱりサーチなんです。それを事務所での業務にもっと活かせるのではないかと考えています。

あとは、私には、ちょっと飽きっぽいところがあるので、1日でも長くこの仕事をやっていきたいなということは声を大きくして言いたい(笑)。

**【臼井】** ありがとうございます。では、工藤さん、お願いします。

**【工藤】** 私は、「発明者」として出願をしたこともありますし、「審査官」で審査をしたこともあります。そして、これから「弁理士」として業務をしていくにあたり、それら三者の経験をやっている人というのはそんなにいないと思いますので、どの立場の人の考え方や気持ちが何となく理解できるということを活かしたいと思っています。なるべくクライアントである出願人や発明者とのコミュニケーションを大事にして、発明されたものを明細書等に記載するだけでなく、一緒に、発明をブラシアップしていいものにしていきたいと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、久米さん、お願いします。

**【久米】** 現在は主に日本国内の特許出願案件について担当しているんですけども、今後、ますます企業はグローバル化ということを考えていくでしょうし、そういうことにもいろいろと対応できるように、日本以外の国の特許法だったり特許事情だったりということも勉強しなくてはいけないと思っています。また、それ以外に、商標だったり意匠だったり、付記弁理士のような、民法、民事訴訟法などの勉強もして、本当に幅広くお客様から相談していただけるような、そういう頼りにされる弁理士になりたいなと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。相澤さん、お願いします。

**【相澤】** はい。任期付審査官を退職したという立場

で考えると、当面の仕事は、審査のプラクティスを現場に伝えていくことかなと思っています。例えば同僚の弁理士とか、企業の知財の担当の方とか、発明者の人にそういったことを伝えていく。そうすることで、日本の知財の流れの中の出願とか審査という部分がいくらかでもスムーズに回るようになればいいなど。関係者が不必要なストレスを感じることなく、権利をとれるように助けられたらいいかなと思っています。

その先、伝えるという先に何ができるのかなということも考えていかなきゃいけないと感じています。みんながもっと上手に権利をとって上手に活用するために、自分に何ができるのかなと。それはだれかの相談に乗ることかもしれないし、何か新しい仕組みをつくることかもしれないですけども、幸い、特許庁のキャリアを通じていい人脈もできたので、そういった力も借りながらうまくやっていきたいかなと考えています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、山田さん、お願いします。

**【山田】** 今後の抱負というところちょっと難しいのですが、私がなぜ事務所に勤務して弁理士をしているのかというところから考えてみました。弁理士とは、クライアントあつての代理人業であると考えています。当たり前ですが、クライアントさんから単に信頼されるだけでなく、より信頼される、そういった弁理士になりたいかなと思っています。

私の中で何をもちより信頼されているのかということ、漠然とした表現ですけども、クライアントさんが何かあったときに、あの人に頼んでみよう、あの人に聞いてみようという真っ先に頭に浮かぶような弁理士であることと考えていますので、そういった弁理士になりたいかなと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。

では、これまでさまざまなことを伺ってきましたが、今後、皆さんの後を追われる格好で任期付審査官を経られて弁理士になられる方々が多くいらっしゃると思います。このような方々は、いわば皆さんの後輩に当たられますので、この方々に向けてエールをお願いしたいと思います。

**【福岡】** なかなか難しいですね(笑)。これからますますこの業界は厳しくなっていくと思うんです。出願件数は減る一方、弁理士は増えていきつつある中

で、やっぱり審査官経験を生かして頑張ってもらいたいかなと思っています。弁理士を志されるならばそれに向けて、たとえば就職先も大事ですので、早目に色々な準備をされたほうがいいかなと思っています。

その点、審査官経験を生かして、特に今までやってきた分野に関してはものすごく強いと思うので、事務所側としても、そういう人材は欲しいはずですよ。あと、三年後には、いまよりもっと多くの方が任期付審査官から弁理士に転身されることが予想されますので、事務所側も審査官側も、望まれる方が望むところに就職して、活躍していただきたいなと期待しています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、今村さん、お願いします。

**【今村】** 福岡さんのお話が続いて、やはり希望する職に就くには、今ある時間をどう使うのかというところが一番大切なんじゃないかなと思っています。

特許庁をやめて、一旦外に出てしまうと、おそらく、日々の仕事に忙殺されて、自分の今後のキャリアにつながるような勉強に時間を割くということがなかなか難しくなってくる。要は、今が一番時間があるときだと思いませんか。そういう状況に置かれているということに早く認識して、今後のために自分は今何をすべきか考えてみるといいんじゃないかなと思っています。

具体的には、私の転職の経験からいいますと、任期付審査官の経験って、審査以外には何も無いといいますが、こう言ってしまうと語弊があるんですけども、任期付審査官に与えられる仕事ってそんなに種類が多くないと思いませんか。審査以外には、例えば分類を整備したとか、指導審査官をしたとか、いろいろあると思います。しかし、基本的には、審査をしっかりやってくださいということが期待されています。そうすると、致し方ないところはあると思いませんか。職務経歴書に書けることって、それほど項目がないんですね。

ですので、仕事として与えられる以外のことにも積極的に首を突っ込んで、職務経歴書に書けるようなことを今、いろいろやってみるといいんじゃないかなと思っています。

**【臼井】** ありがとうございます。では、田中さん、いかがでしょうか。

**【田中】** はい。福岡さんも言われましたが、弁理士になってこの業界に入られることは、なかなか厳しい面があるということです。

確かに任期付審査官は基本的に審査が主たる業務で、なかなかほかの部署に出向するという事もありませんし、審判の経験をする事もないので、やはり審査官であるうちに、特許庁のいろいろな業務について、機会があれば勉強し、知識をつけるというのは非常に大事だと思います。

私も、特許庁にいたということで、たまに所長から「田中君」とか呼ばれて、「これ、知っているかい？」と聞かれます。もちろん審査官であれば、特許庁にいる人間ですので、あの辺に端末があってこんなこと調べられるし、この辺は一般公開されているし、この辺は見えないのだなというのはわかります。出てしまつても、IPDLで調べられることはわかりますし、これは窓口に行って教えてもらえるのか、あるいは特許庁のホームページに掲載されているのかという点は、一般の人よりは調べはつくだと思いますけれども、審査部以外の現場の動きというのは、経験していないので、なかなか見えないのです。その辺は特許庁にいる間に勉強しておくのがいいのかなと思います。

たとえば、私は、勉強会で、方式審査官の業務や部署の紹介にも、触れる機会がありました。退職した後、特許庁の経験をより生かすためにも、特許庁の内部の人間として学べることはなるべく幅広く学んでおかれたほうがいいのではないかなと思います。

**【臼井】** ありがとうございます。では、久米さん、お願いします。

**【久米】** はい。審査業務を経て培った審査に関する論理構築の仕方やサーチノウハウなどの知識は、代理人として仕事をしていく上で非常に役立つはずですよ。また、審査官になる前の民間企業での経験、さらには、民間企業にいたときの立場と審査官としての立場という両方の立場を経験していて、いずれの立場もよくわかっているということは、必ず強みになると思いますので、ぜひともそれらを生かして頑張ってください。

**【臼井】** ありがとうございます。相澤さん、お願いします。

**【相澤】** さきほどもお話がありましたけれども、発明者と代理人と審査官を経験する人って、世の中、そ

れほど多くないと思います。そういう多元的な見方ができる素地があるというのはそれだけで大きなアドバンテージだと思います。ということは、任期付審査官卒業生の皆さんが気づくことって、もしかしたらほかの人が気づかないことなのかもしれない。

それで、例えば明細書の作成だったり、特許庁との関係とか、発明者とかかわり方とか、知財行政とか、権利活用とか、そういった小さなことから大きなことまで、何か気づくことがあったら、どんどん発信してほしいなと思います。それは事務所の中でもいいし、企業の中でもいいですし、何かの集まりでもいいですし、場合によっては、いままでにない場や方法が適切なものかもしれない。いずれにしても、そういった活発な動きによって、日本の知財業界がちょっとでも賑やかになって、結果として知財業界の力をちょっとでも底上げできたらうれしいなと思っています。一緒に頑張りましょう。

**【臼井】** ありがとうございます。工藤さん、お願いします。

**【工藤】** 任期付審査官の方々は、私よりも経験豊かでキャリアも長い方も多数おられますので、「後輩へのエール」というのは、大変恐縮なのでありません。ただ、私が任期付審査官のときに、もっとやってあげれば良かったなと思うことについてお話をさせていただきます。任期付審査官は、自分の専門性を持って入庁されていて、自分の専門に近い分野の審査をされているので、先にお話したように、実はわりと狭い技術分野を審査しています。弁理士になると、自分の専門性に近い案件に当たることもありますし、当たらないことも多々あります。

自分の専門でない技術分野でもすぐに対応できるように、審査官の任期満了するまでに、積極的に、他の技術分野の審査にも手を出しておけば良かったと思いました。

**【臼井】** ありがとうございます。では、最後に山田さん、お願いします。

**【山田】** 私は任期付審査官を3年しかやっていないので、私が何か言うというのもちょっとおこがましいというか、身分不相応なところもあるのですが、弁理士業というのも楽しいですよということをお伝えしたいと思います。

何が楽しいかというのはなかなか難しいところがあ

りますが、審査官の仕事の多くは、日々、明細書を読んで、拒絶理由を考えたりとか、特許査定や拒絶査定をしたりということだと思っております。これはこれで大変であり、やりがいのある仕事であると思っております。その一方で、弁理士がかかわれる仕事として、明細書を作成することが一番の仕事であるとも思いますが、詳細は長くなるので省きますが、明細書を作成する以外の仕事というのもたくさんありますし、弁理士会が拡大、拡充させてもいます。弁理士になられた際には、楽しい仕事が待っていますので、任期が終わった後も安心して弁理士の世界にいらしてください。

今後、任期付審査官から弁理士になられる方に向けて、何かやってきてくださいということで、敢えて申し上げるのであれば、特許庁にいるからこそ知れることというのは、やはり開かれた特許庁といってもまだまだたくさんあると思っておりますので、そういった知識を

身につけられると、弁理士になった後にも非常に役に立つと思います。また、審査官をやっているからこそ作れる人的ネットワークの構築も弁理士になられた際に有効になってくると思っております。

**【臼井】** ありがとうございます。

では、これで、予定しておりました内容については、皆さんからすべて伺うことができました。本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、非常に興味深い話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

今後、皆様のようなキャリアを積まれた方が弁理士会で活躍されることで、審査官、弁理士、双方が活性化されることを期待しまして、座談会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判28頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

広報・支援・評価室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

